

久慈総合運動場し尿浄化槽維持管理仕様書

【本契約抜粋】

- 第 1 受託者は、市の定めた別紙久慈総合運動場し尿浄化槽維持管理仕様書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の定めにより、本業務を誠実に実施し、市は、受託者に委託料を受託者の請求により支払うものとする。
- 第 2 受託者は、本業務に係るし尿浄化槽が正常に機能し、その流出水が適正な水質にまで浄化されているかどうかを定期的（毎月 1 回）に検査を実施し、必要に応じ浄化槽内のスカム汚泥等の除去及び清掃を行うものとする。（清掃剤及び潤滑油等の補給に要する費用は、受託者の負担とする。）
- 第 3 受託者は、維持管理を実施した都度定期点検記録表にその結果を記録し、市に報告しなければならない。

【仕様書】

この仕様書は、市と受託者との間に締結した、し尿浄化槽維持管理業務委託契約第 1 に基づき、契約の履行について細目を示すものとする。

第 1 現場において調査または測定する事項

- (1) 使用人員の変動
- (2) 流出水の透視度
- (3) 放流水の PH 値
- (4) 放流水
- (5) スカムの発生状況、その厚さ
- (6) 駆動回転部分の温度、回転音及び震動
- (7) 電力計を有する場合は、消費電力量

第 2 一般的保守点検

- (1) マンホールのふた等
スラブ、マンホールふた覆いあみ等を点検し、狭雑物を取り除くこと。
- (2) インバートます等
流入、インバートます、会所ます等については、汚物の滞留、閉塞の有無等を点検し、必要があれば汚物の除去及び清掃等の措置を講じること。
- (3) 通気
排気管、通気管が狭雑物等により通気が妨げられていないか点検すること。
- (4) 放流先
放流先及び放流水の開口部につき、異物の生成、放流先水位との関係等を点検し、異物を除去すること。
- (5) 装置各部の水位を点検し、異常を認めた場合は、その原因を追及すること。

第 3 多室形腐敗タンク

- 1 第 1 のスカムはこれを破碎し沈降し易いようにし、第 2 以降の少量のスカムはこれを第 1 室に戻すこと。
- 2 2 階タンク及び変形 2 階タンク

- (1) 消化室に多量のスカムを生成しているときは、これを破砕して、沈降しやすいようにすること。
- (2) 沈降室のスカムは消化室に戻すこと。
- (3) 沈澱室のホッパー及びスロットに付着した汚泥または異物はかき取ってこれを消化室に落とし、越流ぜき及びパツクルの清掃を行うこと。
- (4) スロットより汚泥、異物が落ちにくい場合は、汚泥厚を測定し、必要があれば汚泥引き抜きと、清掃の措置を講じること。
- (5) チカイエカの発生を認めた場合は、その侵入口を調べ、かつ、駆除の措置を講じること。

第4 維持管理の記録

- 1 流入水、放流水等の水質試験及び整理保存、その他必要な事項を含む。
- 2 定期的検査は毎月1回行ない、定期点検記録表にその結果を記録し報告すること。